

諮 問 書

佐市市生第617号

令和3年6月25日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

佐賀県が実施する「佐賀県外国籍住民アンケート調査」へ協力するため、本市の住民基本台帳に記録されている外国籍市民の住所及び氏名の情報を目的外利用することについて

2 利用課

総務部 国際課（アンケートの実施機関は佐賀県国際課）

3 目的外利用を行う個人情報の内容

本市の住民基本台帳システム（SHIPS）に記録された住民のうち、15歳以上の外国籍住民の住所及び氏名（令和3年8月1日現在）

4 目的外利用の目的

出入国管理及び難民認定法の改正や人口減少による労働力不足を背景として、さまざまな分野で外国人材が増加し、県内の産業を支えており、今後もその傾向は続いていくことが見込まれる。国内外で、外国人材の獲得競争が激しくなる中で、佐賀県が外国人に選ばれる県となるため、外国人の受入環境を整備していく施策が不可欠となっている。

佐賀県内各市町に暮らす外国籍住民の現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果から各市町及び県の多文化共生社会を推進していくための具体的な施策の方向性を明確にするため、佐賀市国際課へ佐賀県が実施するアンケート調査

への協力依頼があったため。

5 調査の方法と目的外利用を行う個人情報に関する取り扱い

(1) 調査の方法

ウェブアンケート調査

対象者へ郵送にてアンケート調査の依頼を行い、対象者は、依頼の紙面から二次元コードの読み取り等によりウェブアンケートに回答する。回答は無記名とする。

(2) 目的外利用を行う個人情報に関する取り扱い

令和3年8月1日現在の15歳以上の外国籍市民の住所及び氏名を、デジタル推進課で抽出し、アンケート調査文書を送付するため、「住所」「氏名」を付した宛名シールをデジタル推進課が作成

デジタル推進課から提供された宛名シールを国際課で受領後、国際課職員が佐賀県から持ち込まれたアンケート調査の封筒に貼り付け、速やかに郵送する。

なお、佐賀県においては、外国籍住民の基礎情報（性別、年齢、国籍、居住市町名等）及び生活情報（生活、日本語学習、医療、防災等）を問うものであり、当該住民の個人情報は収集しない。

6 目的外利用期間

令和3年8月1日～令和3年12月28日

7 個人情報の所管課

市民生活部 市民生活課

8 添付資料

佐賀県地域交流部国際課からの依頼文

佐賀県外国籍住民アンケート調査実施要領

佐賀県外国籍住民アンケート調査票（案）